

平成31年度税制改正大綱（速報）

平成30年12月14日、政府与党により税制改正大綱が発表されました。今回の大綱でも、引続き消費税率の10%への変更を進める旨の記載がありました。その他皆様に関係がありそうな点を中心に、ご紹介します。

I 消費税増税について

今回の税制改正大綱では、その序文として、「財政健全化のために、消費税率10%への引き上げを平成31年10月に確実に実施する」とともに低所得者層への配慮から、軽減税率の導入について明言されています。

II 法人課税

①防災設備等導入時の減税（事業継続力強化設備投資促進税制）

中小企業の事業継続力強化のため、必要な防災・減災設備の導入をする際に、「事業継続力強化計画（仮称）」を作成し、その認定を受ければ、当該設備について取得価格の20%の特別償却ができる制度が導入されます。

②研究開発税制の見直し

少子高齢化に伴う経済成長鈍化に配慮し、生産性向上のための研究開発税制を拡充しています。研究開発を行う一定のベンチャー企業について、現行法人税額の25%が限度とされる税額控除額が40%まで引き上げられ、研究開発型ベンチャー企業に委託研究をした際にも、研究開発の範囲に含めることとされました。

III 個人課税

①住宅ローン減税の適用期間延長

消費税増税による住宅市場の冷え込みに配慮し、消費税率10%で取得した一定の要件を満たす住宅については、住宅ローン減税の対象期間を現行の10年から13年に延長します。

②空き家の譲渡所得の特別控除の特例

通常、親が居住していた家屋を相続し、売却した場合には売却益から3,000万円の控除が認められていましたが、相続直前において親が老人ホームに入所していた場合、居住とされず、控除がなかった制度が老人ホーム入所後、一定の使用状況にあれば、居住として控除が認められるようになりました。

③民法改正に伴う処置

民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、相続時精算課税の受贈者などの要件が20歳→18歳に変更されます。

IV 資産課税

①特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例の見直し

個人事業主が事業の用に供していた宅地等については、一定の面積要件等のもと相続の際に80%評価減を行うことができる制度について、相続開始前3年以内に事業を開始した場合は特例の対象から除外されることとなりました。

（当該宅地の上にある事業用減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は除かれます）

②個人版事業承継税制の創設

個人事業主の相続の際は、法人の自社株のように納税猶予の制度がありませんでした。青色申告をしている個人事業主について、特定事業用資産を相続又は贈与で取得し、事業を継続する場合には、一定の要件のもとその相続税、贈与税について納税が猶予される制度が創設されました。

（上記の納税猶予を選択する場合には、①の特定事業用宅地の特例は選択することができません）

※税制改正大綱は政府与党案ですので、国会での予算審議後、法律として成立し、施行されます。